

KITグローバル人材育成プログラム（派遣）  
2026年度 奨学金募集要項

（1）趣旨	2
（2）対象プログラム	2
（3）奨学金申請時期等	2
（4）奨学金支給要件（共通）	3
（5）奨学金の種類及び要件・金額等詳細	4
（6）奨学金申請方法	8
（7）奨学金選考方法	8
（8）奨学金採用後の手続き	9
（9）留意事項等	9
（10）本件担当及び書類提出先	10
別紙1．Ⅲ．教員等主催によるインターンシッププログラム一覧	11
別紙2．派遣期間換算表	12
別紙3．[A]渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について	13
別紙4．2026年度「海外留学支援制度」国・地域コード表	16

**K I T グローバル人材育成プログラム（派遣）**  
**2026 年度 奨学金募集要項**

**(1) 趣旨**

国際交流協定締結校や海外の企業・研究機関等への留学により世界で活躍できる人材を育成することを目的とし、海外で学位留学、交換留学、インターンシップ等を行う学生に対し、予算の範囲内で経済的支援を行う。

**(2) 対象プログラム**

区分	内容	対象	派遣期間	奨学金月額
I. 国際連携学位プログラム	本学に在籍しながら海外の大学に学位留学する	大学院生	1 学期間 ～ 2 年間	成績評価係数 2.3 以上： 11～15 万円 成績評価係数 2.00-2.29： 3 万円
II. 交換留学プログラム	本学と授業料不徴収の協定を結んでいる海外の大学（国際交流協定締結校）へ原則として Semester 単位で留学し、現地の大学で専門分野を学ぶ	原則学部 3 回生以上または大学院生	1 Semester～ 1 年以内	成績評価係数 2.3 以上： 8～12 万円 成績評価係数 2.00-2.29： 3 万円
III. 教員等主催によるインターンシッププログラム	大学の研究室や研究機関等で実践的なプロジェクト遂行を体験する ※別紙 1 「プログラム一覧」参照	プログラムにより異なる	原則 16 日以上～ 1 年以内	成績評価係数 2.3 以上： 8～12 万円 成績評価係数 2.00-2.29： 3 万円
IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップ	学生が個人で応募する、企業インターンシップ、研究インターンシップ等	原則 4 回生以上または大学院生	16 日以上～ 1 年以内	成績評価係数 2.3 以上： 8～12 万円

**(3) 奨学金申請時期等**

[ I. 国際連携学位プログラム、 II. 交換留学プログラム ]

- ・各プログラムの採択者に別途通知する。

[ III. 教員等主催によるインターンシッププログラム ]

- ・原則、渡航開始月の 3 か月前の末日までに申請すること（例：9 月 10 日渡航の場合、6 月 30 日まで）。

[IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップ]

学生が個人で応募する企業インターンシップ、研究インターンシップについて以下のとおり募集する。

区分	留学開始日	申請期限	結果通知	採択予定人数
第1回	2026年4月1日 ～2026年11月30日	2026年5月30日	2025年6月末までに通知	若干名
第2回	予算状況により、第2回の募集を行うことがある。 募集を行う際は別途通知する。			

- ・2026年4月以降に開始したインターンシップであって、申請時に渡航中もしくはすでに終了しているインターンシップについても申請を可能とする。
- ・申請時点で受入許可を得ていなくても申請可能であるが、受入機関との交渉状況も含め選考を行う。

(4) 奨学金支給要件 (共通)

原則として、以下の①～⑩に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 工芸科学部または大学院工芸科学研究科の正規課程に在学する学生。※IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップを除き、休学中の場合は支給不可。
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が各奨学金制度の定める基準を満たす者（成績評価係数の算出方法については、下記「成績評価係数算出方法」参照）。
- ③ 奨学金選考時の語学成績の成績評価係数が2.30以上またはTOEIC 550点（TOEFL iBT 42点、IELTS 5.0点）以上である者。
- ④ 経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。
- ⑤ 派遣プログラムの終了後、本学での学業を継続し、本学での所属課程の学位を取得する者。
- ⑥ 奨学金にかかる併給制限に抵触しない者。 ※詳細は（5）の各奨学金の支給要件参照
- ⑦ 派遣期間が原則16日以上1年以内であること。ただし、2026年4月1日から2027年3月31日までの間にプログラムを開始すること。なお、国際連携学位プログラムに参加する場合であって、プログラム上指定される渡航期間が1年間を超える場合には、1年を超える派遣を認める場合がある。また、IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップにおいては、別途指定する期間にプログラムを開始すること。（派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、移動期間及び渡航・帰国準備に関する期間は含まない。）
- ⑧ 派遣先機関が本学との国際交流協定締結校であること。ただし、国際交流協定締結校でなくても、派遣先機関と本学との間に学生派遣に関する合意書を締結できる場合には、この要件を満たす場合がある。
- ⑨ 「JEES 学生教育研究災害傷害保険」に加入済みであること。
- ⑩ 派遣先機関の所在地が外務省「海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/)」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域ではないこと。

●成績評価係数算出方法（本学におけるGPA算出方法とは異なるので注意すること）

以下の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

（計算式）

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

・成績評価係数算出に使用する成績は、以下のとおりとする。

1. 原則として選考時の在籍課程（学部、博士前期、博士後期）における前年度の成績から算出する。
2. 選考時の在籍課程における前年度の成績が選考時に存在しない場合（例えば、B1、M1、D1の場合）は、原則として選考時の前学期分の成績から算出する。前学期分の成績が出ていない場合は、前課程の最終年次（B1であれば高校の最終年次、M1であれば学部の最終年次、D1であれば修士の最終年次）の成績から算出する。
3. 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出する。

※成績評価係数については、算出元となる成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数についても、同等とみなすことができる。

※上記の方法によって成績を算出できない場合には、日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の定める方法を準用して判断する。

（5）奨学金の種類及び要件・金額等詳細

<奨学金早見表> ※各奨学金の要件等詳細については表以下に記載

区分	成績	成績評価係数 2.30以上	成績評価係数 2.00以上 2.29以下
I. 国際連携学位プログラム		【A】（または【B】） + 【D】 + 【E】	【B】 + 【D】
II. 交換留学プログラム		【A】（または【B】） + 【D】	【B】 + 【D】
III. 教員等主催によるインターンシッププログラム		【A】（または【B】） + 【D】	【B】 + 【D】
IV. 企業インターンシップ、研究インターン		【C】	

※【A】から【C】の奨学金については併給不可。【A】の要件を満たす場合でも【A】の募集枠が不足する場合は選考により【B】の奨学金を募集枠の範囲内で支給する。

#### 【A】日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣) <対象プログラム: I ~IV>

・奨学金の支給要件：

上記（４）に定める要件に加え、以下の①～④に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が 2.30 以上である者。
- ③ 派遣期間が連続して原則 16 日以上 1 年以内であること。奨学金の支給月数は別紙 2 「派遣期間換算表」に基づき決定される。ただし、国際連携学位プログラムに参加する場合であって、プログラム上指定される渡航期間が 1 年間を超える場合には、その期間について【B】の支給を認める場合がある。
- ④ 【D】・【E】及びプログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金（授業料や現地滞在費に対する支援も含む。）等の受給月額合計が、【A】により受給予定の奨学金月額を超えない者

・奨学金月額：

(A 地区) 120,000 円、(B 地区) 110,000 円、(C 地区) 90,000 円、(D 地区) 80,000 円

※別紙 4 「2026 年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり

・渡航支援金（一時金）：

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、以下の①及び②の両方に該当する場合は、①のみ支給される。

※ 渡航支援金は【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）に採択された場合のみ対象。

- ① 家計基準を満たす場合：160,000 円

以下の家計基準を満たす者については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が、

→給与所得のみの場合：年間収入金額（税込）300 万円以下

→給与以外の所得を含む場合：年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

基準を満たし、渡航支援金の支給を希望する者は、別紙 3 「【A】渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について」を確認のうえ、別途必要な書類を提出すること。

- ② 派遣期間を満たす場合：10,000 円

申請時点で月額奨学金支給回数が 6 回以上の派遣学生については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、申請時点での月額奨学金支給回数が 6 回未満の場合には、派遣期間の変更により 6 回以上となっても渡航支援金の支給対象とならない。

#### 【B】KIT 奨学金① <対象プログラム: I ~III>

・奨学金の支給要件：

上記（４）に定める要件に加え、以下の①～④に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。ただし、該当しない者であっても、他の要件をすべて満たす場合には、支給月数3か月分を上限に支給対象とする。
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が2.00以上である者。
- ③ 派遣期間が連続して原則16日以上1年以内であること。奨学金の支給月数は別紙2「派遣期間換算表」に基づき決定される。ただし、国際連携学位プログラムに参加する場合であって、プログラム上指定される渡航期間が1年間を超える場合には、1年を超えての支給を認める場合がある。
- ④ 【D】・【E】及びプログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金（授業料や現地滞在費に対する支援も含む。）等の受給月額合計が、【B】により受給予定の奨学金月額を超えない者。なお、併給制限確認にあたっては、成績評価係数が2.30未満の場合についても2.30以上である場合の奨学金月額をもとに算出する。

・奨学金月額：

- ① 奨学金選考時の成績評価係数が2.30以上である場合：  
 (A地区) 120,000 円、(B地区) 110,000 円、(C地区) 90,000 円、(D地区) 80,000 円  
 ※別紙4「2026年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が2.00以上2.29以下である場合：30,000 円

**【C】KIT 奨学金② <対象プログラム:IV>**

・奨学金の支給要件：

上記（4）に定める要件に加え、以下の①～④に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。ただし、該当しない者であっても、他の要件をすべて満たす場合には、支給月数3か月分を上限に支給対象とする。
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が2.30以上である者。
- ③ 派遣期間が連続して16日以上1年以内であること（ただし1か月以上を優先的に支援する）。なお、第1回募集については、2026年4月1日から2027年11月30日までの間に渡航を開始すること（第2回募集を実施する場合の渡航開始期間は別途通知する）。
- ④ 奨学金を支給する期間は、原則として2027年3月末までとする。（留学計画は、年度をまたぐものを可とする。）
- ⑤ 奨学金の支給月数は別紙2「派遣期間換算表」に基づき決定される。なお、予算上の都合により、支給月数を調整する場合がある。
- ⑥ プログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金（授業料や現地滞在費に対する支援も含む。）等およびインターンシップ先の企業等からの報酬の受給月額合計が、【C】により受給予定の奨学金月額を超えない者。なお、これらについて現地通貨で記載されている場合、みずほ銀行の公示相場（<https://www.mizuhobank.co.jp/market/quote.html>）の2026年4月1日付TTB電信買い相場を用いて換算した金額を適用する。
- ⑦ インターンシップ先については、国際交流協定締結校または本学とインターンシップに係る合意書を締結できる機関とする（国際交流協定締結校でない場合は、合意書を締結でき

るかどうか確認しておくこと)。

・奨学金月額：

(A地区) 120,000 円、(B地区) 110,000 円、(C地区) 90,000 円、(D地区) 80,000 円  
※別紙4「2026年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり

・留意事項等

- ① 2026年4月以降に開始したインターンシップであって、申請時に渡航中もしくはすでに終了しているインターンシップについても申請を可能とする。
- ② 採用決定後に上記の支給要件を満たさないことが判明した場合、採用を取り消す。
- ③ 採用決定後に受入先機関等が変更となった場合、再度審査を行うことがある。変更内容によっては、採用を取り消すことがある。
- ④ 採用決定後の渡航先変更により国・地域区分が変更となった場合、変更前・変更後の奨学金月額のいずれか低い方を支給する。

**【D】京都工芸繊維大学修学支援基金奨学金 <対象プログラム：Ⅰ～Ⅲ>**

・奨学金の支給要件：

上記【A】または【B】の奨学金受給者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 留学開始予定月に日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生である者
- ② 留学開始予定月に日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学生（第一種・第二種）である者
- ③ 留学開始予定月の属する学期の授業料減免を受ける者

・奨学金額：50,000 円（一時金）

**【E】国際連携学位プログラム奨学金 <対象プログラム：Ⅰ>**

・奨学金の支給要件：

奨学金選考時の成績評価係数が 2.30 以上であり、かつ上記【A】または【B】の奨学金を受給している者のうち、本学が実施する国際連携学位プログラムの正課内で行われる留学プログラムに参加する者。

・奨学金月額：上記【A】または【B】の奨学金月額に 30,000 円を加算

・渡航支援金：(アジア) 100,000 円、(アジア以外) 200,000 円

※渡航支援金は、1つのプログラムにつき初回の渡航時のみ支給する。

## (6) 奨学金申請方法

奨学金を希望する者は、国際課へ連絡すること。国際課にて確認後、申請方法を通知する。申請期限までに必要書類をそろえて国際課へ提出すること。

<提出書類>

	I. 国際連携学位プログラム	II. 交換留学プログラム	IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップ
申請書兼推薦書	○	○	○
誓約書	○	○	○
TOEIC（またはTOEFL、IELTS）のスコアの写し	○	○	○
成績証明書 (成績評価係数算出に使用する成績がわかるもの)	○	○	○
受入機関の責任者が発行する受入承諾書（Eメール可）	—	○	○
留学願	—	○	—
留学計画書	—	○	○
留学中の報酬に関する記載がある文書（Eメール可）	—	—	○
受入機関との交渉状況がわかる書類（Eメール可）	—	—	○（任意）

※プログラム参加にあたり、すでに上記書類を提出している場合には、再度の提出は不要。

※上記以外に別途提出物を指示する場合がある。

※署名を依頼する教員等に直接会えない場合、デジタルサイン等を認める。その際は、承認されたことがわかるEメール返信部分等のコピーと一緒に提出すること。

## (7) 奨学金選考方法

【A】【B】：国際センターにおいて、申請内容等を審査のうえ決定する。

【C】：国際センターにおいて、成績評価係数、英語能力及び出願書類に基づく書類選考を行い、書類審査通過者には面接選考を実施する。

【D】【E】：【A】もしくは【B】の受給者のうち、該当者に対し支給し、選考は行わない。

## (8) 奨学金採用後の手続き

- ・国際課が別途指示する手続きを期限までに行うこと。
- ・また、帰国後2週間以内に、以下の書類を国際課海外留学係に提出すること。

	I. 国際連携学位プログラム	II. 交換留学プログラム	III. 教員等主催によるインターンシッププログラム IV. 企業インターンシップ／研究インターンシップ
実施報告書・事後アンケート (指定様式)	○	○	○
派遣先受入担当者からの評価書 (指定様式)	—	○	○
英文報告書 (様式自由) ・A4判縦長用紙に英語で作成すること。 ・タイトル、氏名、専攻名等を記載すること。 ・写真を数枚貼付し、2～5ページ程度とすること。 ・海外派遣を希望する学生への広報に利用されることに同意すること。	○	○	○
留学前・留学後報告書 (指定様式) ※【A】の奨学金を受給する場合のみ	○	○	○
帰国届	—	○	—
留学先での成績証明書	—	○	—

※上記以外に別途提出物を指示する場合があります。

※署名を依頼する教員等に直接会えない場合、デジタルサイン等を認める。その際は、承認されたことがわかるEメール返信部分等のコピーと一緒に提出すること。

## (9) 留意事項等

- ・奨学金の募集枠を上回る申請があった場合、支給要件を満たす場合でも奨学金を支給できない場合がある。
- ・奨学金申請にあたっては、該当年度の募集要項を確認すること。なお、支給要件、支給金額等は毎年度変更となる可能性があるため留意すること。
- ・渡航準備等、留学に際して必要な手続等は、自身の責任において行うこと。
- ・日本学生支援機構 (JASSO) 給付奨学生もしくは貸与奨学生である場合には、留学にあたり必要となる手続きについて学生支援・社会連携課に確認し、手続きを行うこと。
- ・派遣期間の変更が生じた場合、速やかに国際課へ連絡すること。なお、派遣期間が短縮される場合には、変更後の派遣日数に応じて奨学金支給月数は減少する。一方、派遣期間が延長される場合には、原則として奨学金支給月数は増加しない。
- ・留学中および帰国後は、メンターとして海外派遣を希望する学生の支援活動に参加すること。

(10) 本件担当および書類提出先

国際課海外留学係（受付時間：月～金、9:00～12:00 及び 13:00～17:00）

場所：松ヶ崎キャンパス 3号館3階N305

TEL：075-724-7132

E-mail：[go@jim.kit.ac.jp](mailto:go@jim.kit.ac.jp)

## Ⅲ. 教員等主催によるインターンシッププログラム一覧 (2026 年度)

プログラム名	プログラム担当教員	備考
核融合分野における国際的・高度専門技術者の実践的育成プログラム	三瓶 明希夫 教授 (電気電子工学系)	
材料化学分野における国際的視野を有する高度研究者人材育成プログラム	中 建介 教授 (分子化学系)	
インターナショナルファイバーネットワークの深化と国際的に活躍する人材の育成	安永 秀計 准教授 (繊維学系)	
アアルト大学との 3D デジタルランドスケープスキャニング・ワークショッププログラム	朽木 順綱 教授 (デザイン・建築学系)	
科学リテラシーを備える国際的・高度専門技術者 (テックリーダー) の実践的育成プログラム	高橋 和生 教授 (電気電子工学系)	
国際的・高度専門職建築士 (計画・設計者) 育成プログラム	高木 真人 教授 (デザイン・建築学系)	
専攻横断・課題解決 (PBL) 型学生交流による国際協業力の実践的育成プログラム	福澤 理行 准教授 (情報工学・人間科学系)	
半導体分野における国際的・高度専門技術者 (テックリーダー) の実践的育成プログラム	高橋 和生 教授 (電気電子工学系)	
国際的かつ多角的視点に基づく情報工学・人間科学研究開発インターンシップ	情報工学専攻長 (情報工学・人間科学系)	
国際的情報伝達能力をもつ機械技術者の実践的育成プログラム	江頭 快 准教授、 福井 智宏 准教授 (機械工学系)	
本学協定校が主催するプログラムのうち、国際センター長が認めるもの		

## ●派遣期間換算表

派遣期間（日数）	支給月数（回数）
8日～31日	1回
32日～62日	2回
63日～93日	3回
94日～124日	4回
125日～155日	5回
156日～186日	6回
187日～217日	7回
218日～248日	8回
249日～279日	9回
280日～310日	10回
311日～341日	11回
342日～365日	12回

※1年を超えて奨学金を支給する場合は、12回目以降の期間を以下のとおりとする。

派遣期間（日数）	支給月数（回数）
342日～372日	12回
373日～403日	13回
404日～434日	14回

派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、移動期間及び渡航・帰国準備に関する期間は含まない。

## [A] 渡航支援金（家計基準）申請に係る支給基準及び提出書類について

1) 支給額：160,000円

※ただし、年度内に複数回参加する者に対しては、原則初回のみ支給する。

2) 支給時期：遅くとも初回の奨学金支給時まで一括で支給

3) 支給基準及び提出書類

① 家計基準：生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者

給与所得者のみの場合	年間収入金額（税込）300万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

② 提出書類（写し可）※「収入・所得を証明する書類」の詳細は、③を参照すること。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	提出書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調停中		生計維持者	提出書類
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
III 父母が離婚		生計維持者	提出書類
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した事実関係が確認できる書類（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）

		とすることができる。	
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含む	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類
<b>IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父、母又は親族1名）の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となる。	・事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（ <u>マイナンバーのないもの</u> ）等） ※「2父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代替りの支援者がいないため、学生本人が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）の提出が必要となる。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生命不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まない。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）
<b>V その他（独立生計等）</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が <u>48万円以下</u> の場合、生活費の管理に使用している <u>預貯金通帳の「口座管理人」と「直近3か月分記帳部分</u> ）の写しの提出が必要となり

			ます。) ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、 <u>マイナンバーのないもの</u> ）
2	学生が結婚している ※3、4の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

### ③ 収入・所得を証明する書類

原則、市区町村役場発行の2026年度所得課税（非課税）証明書を提出すること。

※市区町村により名称が異なる場合がある。

※申請時点で2026年度所得課税（非課税）証明書が発行できない場合には、2025年度所得課税（非課税）証明書の提出を可とする。

※「合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限る。

### 4) その他注意事項

- ① 渡航支援金受給後に渡航を中止、辞退等した場合には、すでに支出したか否かにかかわらず、全額返納する必要がある。
- ② 同一プログラムで複数回渡航する場合は、初回の渡航時のみ支給する。

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍	
アジア	1000	台湾		C	1	
	1010	バングラデシュ		C	1	
	1020	ブータン		C	1	
	1030	ブルネイ		C	1	
	1040	カンボジア		C	1	
	1050	中国	北京、上海、広州	C	1	
	1051	中国	その他の都市	D		
	1070	インド	ニューデリー、ベンガルール、ムンバイ	C	1	
	1071	インド	その他の都市	D		
	1080	インドネシア	ジャカルタ、デンパサール	C	1	
	1081	インドネシア	その他の都市	D		
	1090	大韓民国	ソウル	B	1	
	1091	大韓民国	その他の都市	C		
	1100	ラオス		C	1	
	1120	マレーシア		D	1	
	1130	モンゴル		C	1	
	1140	ミャンマー		C	1	
	1150	ネパール		D	1	
	1160	パキスタン		B	1	
	1170	フィリピン		C	1	
	1190	スリランカ		C	1	
	1200	タイ	チェンマイ	D	1	
	1201	タイ	その他の都市	C		
	1210	ベトナム		D	1	
	1230	東ティモール		C	1	
	1240	モルディブ		A	1	
	1910	シンガポール		B	1	
	1920	マカオ		D	1	
	1930	香港		B	1	
			その他	C		
	中南米	2010	アルゼンチン		C	1
		2020	ボリビア		D	1
		2030	ブラジル	サンパウロ、ブラジリア、リオデジャネイロ	C	1
2031		ブラジル	その他の都市	D		
2040		チリ	サンティアゴ	B	1	
2041		チリ	その他の都市	C		
2050		コロンビア		C	1	
2060		コスタリカ		B	1	
2070		キューバ		D	1	
2080		ドミニカ共和国		B	1	
2090		エクアドル	キト	B	1	
2091		エクアドル	その他の都市	C		
2100		エルサルバドル		B	1	
2110		グアテマラ		C	1	
2120		ホンジュラス		B	1	
2130		ジャマイカ		A	1	
2140	メキシコ		C	1		

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍	
	2150	ニカラグア		D	1	
	2160	パナマ		C	1	
	2170	パラグアイ		C	1	
	2180	ペルー		C	1	
	2190	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	A	1	
	2191	トリニダード・トバゴ	その他の都市	B		
	2200	ウルグアイ		C	1	
	2210	ベネズエラ		B	1	
	2220	ハイチ		B	1	
	2230	バルバドス		A	1	
			その他		D	
	中東	3010	バーレーン		C	1
3030		イラン		C	1	
3040		イラク		C	1	
3050		イスラエル		B	1	
3060		ヨルダン		C	1	
3070		クウェート		C	1	
3080		レバノン		C	1	
3090		オマーン		D	1	
3100		カタール		C	1	
3110		サウジアラビア	リヤド	A	1	
3111		サウジアラビア	ジッダ	C		
3112		サウジアラビア	その他の都市	B		
3120		シリア		C	1	
3130		トルコ	アンカラ	D	1	
3131		トルコ	その他の都市	C		
3140		アラブ首長国連邦	アブダビ	B	1	
3141		アラブ首長国連邦	その他の都市	C		
3150		イエメン		C	1	
3160		パレスチナ		C	1	
3170		アフガニスタン		C	1	
		その他		C		
アフリカ	4010	アルジェリア		B	1	
	4020	カメルーン		B	1	
	4030	コンゴ共和国		C	1	
	4040	コートジボワール		B	1	
	4050	エジプト		B	1	
	4060	エチオピア		C	1	
	4070	ガボン		B	1	
	4080	ガーナ		B	1	
	4090	ギニア		C	1	
	4100	ケニア		B	1	
	4110	リベリア		C	1	
	4120	リビア		C	1	
	4130	マダガスカル		C	1	
	4140	モーリタニア		C	1	
	4150	モロッコ		C	1	

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	4160	ナイジェリア		B	1
	4170	セネガル	ダカール	A	1
	4171	セネガル	その他の都市	B	
	4180	南アフリカ共和国		C	1
	4190	スーダン共和国		C	1
	4200	タンザニア		C	1
	4210	チュニジア		B	1
	4220	コンゴ民主共和国		C	1
	4230	ザンビア		B	1
	4240	ジンバブエ		C	1
	4250	チャド		C	1
	4260	ウガンダ	カンバラ	C	1
	4261	ウガンダ	その他の都市	B	
	4270	ボツワナ		C	1
	4280	南スーダン共和国		C	1
	4290	シエラレオネ		C	1
	4300	モザンビーク		C	1
	4310	ベナン共和国		B	1
	4320	ガンビア		C	1
	4330	ナミビア	ウイントフック	D	1
	4331	ナミビア	その他の都市	C	
	4340	ニジェール		C	1
	4350	マラウイ		B	1
	4360	ジブチ		C	1
	4370	ルワンダ		B	1
	4380	ブルンジ		C	1
	4390	レソト		C	1
	4400	アンゴラ		A	1
	4410	セーシェル		C	1
	4420	ブルキナファソ		C	1
	4430	マリ		A	1
	4440	モーリシャス		B	1
		その他		C	
北米	5010	カナダ	トロント、バンクーバー	A	1
	5011	カナダ	その他の都市	B	
	5020	アメリカ合衆国	サンフランシスコ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ワシントンD.C.、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ボストン、ホノルル	A	1
	5021	アメリカ合衆国	ハガツニャ	C	
	5022	アメリカ合衆国	その他の都市	B	
		その他		B	
オセアニア	6010	オーストラリア		B	1
	6020	ニュージーランド	ウェリントン、オークランド	B	1
	6021	ニュージーランド	その他の都市	C	
	6030	パプアニューギニア		B	1
	6040	パラオ		C	1
	6050	マーシャル諸島		C	1
	6060	ミクロネシア		C	1

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	6070	フィジー諸島	スバ	B	1
	6071	フィジー諸島	その他の都市	A	
	6080	キリバス		C	1
	6090	ナウル		C	1
	6100	ソロモン諸島		C	1
	6110	トンガ		C	1
	6120	ツバル		C	1
	6130	バヌアツ		C	1
	6140	サモア		C	1
	6150	クック諸島		C	1
	6160	ニウエ		C	1
	6170	トケラウ諸島		C	1
	6180	ニューカレドニア		C	1
			その他		C
ヨーロッパ	7010	アルバニア		C	1
	7020	オーストリア		C	1
	7030	エストニア		C	1
	7040	ラトビア		C	1
	7050	リトアニア		C	1
	7060	ベルギー		B	1
	7070	ブルガリア		C	1
	7080	ベラルーシ		B	1
	7090	カザフスタン		C	1
	7100	ウクライナ		C	1
	7110	ウズベキスタン		C	1
	7120	クロアチア		C	1
	7130	チェコ		C	1
	7140	デンマーク		B	1
	7150	フィンランド		B	1
	7160	フランス	パリ	B	1
	7161	フランス	その他の都市	C	
	7170	ドイツ		C	1
	7180	ギリシャ	アテネ	B	1
	7181	ギリシャ	その他の都市	C	
	7190	ハンガリー		C	1
	7200	アイスランド		A	1
	7210	アイルランド		B	1
	7220	イタリア	ミラノ、ローマ	B	1
	7221	イタリア	その他の都市	C	
	7230	ルクセンブルク		B	1
	7240	マルタ		C	1
	7250	北マケドニア		C	1
	7260	オランダ		C	1
	7270	ノルウェー		B	1
	7280	ポーランド	ワルシャワ	C	1
	7281	ポーランド	その他の都市	D	
7290	ポルトガル	リスボン	B	1	

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使います。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	7291	ポルトガル	その他の都市	C	
	7300	ルーマニア		C	1
	7310	ロシア		C	1
	7320	スロバキア		C	1
	7330	スロベニア		C	1
	7340	スペイン	バルセロナ、マドリード	B	1
	7341	スペイン	その他の都市	C	
	7350	スウェーデン	ストックホルム	B	1
	7351	スウェーデン	その他の都市	C	
	7360	スイス		B	1
	7370	英国	ロンドン	A	1
	7371	英国	その他の都市	B	
	7380	セルビア		C	1
	7390	ボスニア・ヘルツェゴビナ		C	1
	7400	キルギス		D	1
	7410	タジキスタン		B	1
	7420	モンテネグロ		C	1
	7430	アゼルバイジャン		C	1
	7440	リヒテンシュタイン		C	1
	7450	ジョージア		C	1
	7460	アルメニア		B	1
	7470	コソボ		C	1
	7480	トルクメニスタン		C	1
	7490	モルドバ		C	1
	7500	キプロス		B	1
	7510	モナコ		C	1
	7520	バチカン		C	1
		その他		C	
その他				C	